平成２１年（フ）第１１８８号
大阪府吹田市江坂町２丁目12番６号
破産者　応用計測工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９５３号
大阪府豊中市宮山町３丁目５番14号
破産者　株式会社和成興商
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７０１号
大阪府東大阪市新庄西６番24号
破産者　有限会社出口
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５４７号
神戸市中央区相生町４丁目３番５号
破産者　有限会社フロイデ
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７１４号
兵庫県姫路市双葉町11番地
破産者　山陽建材テック株式会社
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１４９３号
広島県安芸郡海田町南幸町11番33号
破産者　株式会社瀬戸内調査設計
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８５８号
高知市南御座１番36号
破産者　有限会社平成美装
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３７号
札幌市中央区南26条西14丁目１番12号
破産者　浜田薬業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第６５号
長野県岡谷市赤羽１丁目７番４号
破産者　山口工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第２０８号
岐阜県多治見市大針町191番地の29
破産者　有限会社野上内装
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第９５号
三重県度会郡南伊勢町切原57番地１
破産者　生野　修身
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
高知市石立町36番地
破産者　株式会社光陽トラベル
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成１８年（フ）第２７２号
大分県中津市大字定留227番地の１
破産者　株式会社松本建設
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２０年（フ）第８６号
鹿児島県鹿屋市串良町有里2092番地１、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市串良町有里2144番地
破産者　中野　孝二
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２０年（フ）第１６０号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原977番地４
破産者　中野　慶見
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２０年（フ）第２４８号
鹿児島県鹿屋市白崎町５番７号
破産者　林　　一郎
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２８９号
石川県白山市宮保町1181番地
破産者　西本　正一
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第７７６号
岩手県久慈市巽町１丁目52番地
破産者　下斗米一男
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第７７７号
埼玉県所沢市大字上山口180番地の２　リヴィエール301、申立時の住所岩手県久慈市長内町第24地割156番地
破産者　下斗米照男
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部